大村市政だより

発行所
長崎県大村市250番地
大村市役所
印刷所　つじ印刷所
定価　一部五円

おたずね

福江市大火により罹災された方で、当市へお出でになっておられるかたがありましたら、福江市役所でさがしておりますので、至急大村市役所市民課まで、現在の住所および罹災時の住所と氏名をお知らせください。（市民課）

10月のメモ

13日＝モーターボート第二節
14日＝市内小学校運動会（大小を除く）鈴田中学校運動会
15日＝県下民芸舞踊大会（中央公民館前）自衛隊音楽隊市中行進
16日＝長崎県殉国者秋季慰霊祭　小中学校ブラスバンド市中行進

国民年金保険料の七月、八月、九月分の納期限は十月末日です。おわすれなく納入してください。（福祉事務所）
十月の実弾射撃の日程をつぎのとおり変更します。九日～二十日、二十三日、二十九日～三十一日（庶務課）

10月1日より

年金の支給範囲が拡大

低い額の恩給・公務扶助料 厚生年金などの受給者に

今までは恩給や厚生年金あるいは公務扶助料など（いわゆる公的年金）を受けているときは、福祉年金を受ける資格をもっていても支給が制限されたり、全然受けられませんでしたが、今度の福祉年金法の改正により昭和三十七年十月分からそれぞれ受けている公的年金額に応じて福祉年金が支給されることになりました。

例をあげて説明しますとつぎのようになります。

お年寄の場合

△老令福祉年金一万二千円を受けることができる方で厚生年金の遺族年金一万七千円を受けている場合は公的年金の限度額は二万四千円ですから一万七千円と二万四千円との差額七千円の老令福祉年金が支給になります。なおこのような公的年金の額が一万二千円以下の方は老令福祉年金は全額支給になります。

戦傷病者旧軍人軍属の遺家族の場合

福祉年金（老令、障害、母子および準母子）を受ける資格のある方で、戦傷病者に支給される増加恩給や公務扶助料などのように戦闘公務が原因で支給されている場合には公的年金限度額二万四千円は七万円になります。たとえば老令福祉年金を受けることのできる方で現在公務扶助料を六万二千八百円受けているときは公務扶助料六万二千八百円と七万円との差額七千二百円が支給されます。ただし六万二千八百円の公務扶助料を夫婦（同順位）で受けているときは夫と妻の支給額は三万三千八百円（六万二千八百円に扶養加給四千八百円を加えた半額）となり、公的年金による支給制限はありません。しかしそれぞれ老令福祉年金の受給権者であるときは夫も妻も三千円づつ支給が止められますので年間九千円づつになります。

障害者の場合

障害福祉年金一万八千円を受けることができる方で普通扶助料一万五千円を受けている場合、一万五千円と二万四千円との差額の九千円が支給されます。なおこのような公的年金が六千円以下の方は障害福祉年金は全額支給されます。

母子福祉年金の場合

中学校を卒業しない子供さんがあって母子福祉年金を受けることのできる方が公的年金を二万円受けている場合は二万円と二万四千円との差額四千円が支給されます。

くわしいことは福祉事務所国民年金係にお尋ねください

なお今回の改正に該当される方の受付は十月十日より福祉事務所で受けつけますので印鑑と公的年金証書または保管書をご持参ください。（福祉事務所）

赤い羽根とメッセージを受けとる渋江助役と野中社協長

〃赤い羽根空の第一便〃

厚生大臣よりメッセージ

第十六回国民たすけあい共同募金運動が十月一日より全国的に展開されておりますが赤い羽根の第一便が十月一日午前十一時大村空港に到着しました。

また同時に厚生大臣より市民の皆様に対する協力の感謝と本年度も一層のお力添えのお願いを託したメッセージもつきました。

これらは全日空のスチュワデスより大村市長代理の助役と野中社会協議会長に手渡されました。

厚生大臣のメッセージはつぎのとおりです。

ことし十六回目を迎えた「国民たすけあい共同募金運動」がきょうから全国的にくりひろげられることになりました。

この運動のためには、これまでも市民各位の絶大な協力がよせられ〃たすけあい〃精神の高揚と社会福祉事業の進展に大きな役割を果していることにつきまして心からお礼申しあげますこれからも日本の社会福祉をより高め、明るい住みよい社会を築きあげてゆくために、国じゅうをあげてこの運動を育ててゆきたいものと念願しています。どうぞことしもまた一層のお力添えをお願いいたします。

昭和三十七年十月一日
厚生大臣　西村英一
（福祉事務所）

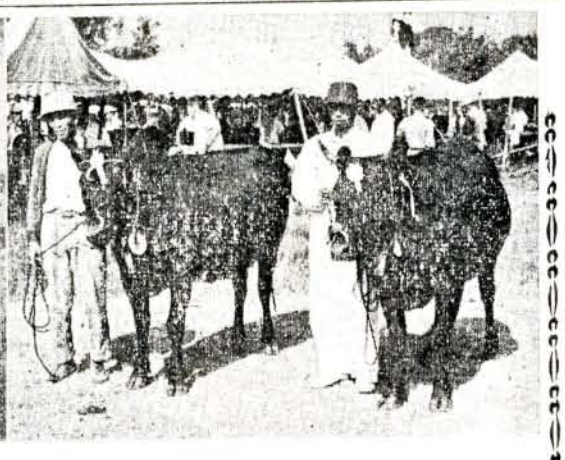

畜産共進会 盛大に開催さる

頭十五百二約など牛乳

第十三回大村市畜産共進会は産業祭の一環として去る十月一日市営補助グラウンドで盛大に行われました。

当日は乳牛、豚、鶏の参考出品、農機具展示も同会場で行われました。

家畜の出品頭数および入賞者はつぎのとおりです。

△出品頭数
乳牛＝四十頭、外に参考出品六頭
和牛＝五十六頭
豚＝四十八頭、外に参考出品ランドレース種十頭
山羊＝二十五頭
種鶏＝三十五番、外に参考出品肉用種、五点
馬＝八頭

△各部の優賞者

乳牛の部　福重　愛合　春雄
福重　早川　好夫
西大村　松下　秀人
福重　愛合　久一
和牛の部　三浦　中尾　大太
三浦　小島　富夫
福重　大又　友幸
西大村　岩　永茂
福重　小山　勇作
豚の部　西大村　中村　行高
松原　川添　勝
西大村　岡山熊次郎
福重　三弦谷邦男
山羊の部　竹松　勢戸　留市
大村　松本　秀雄
大村　田中　浅一
種鶏の部　鈴田　川本　勝海
竹松　平野　政武
西大村　山浦　みつ
馬の部　西大村　牧山　武夫

△団体賞
一位　西大村地区
二位　福重地区
三位　竹松地区

造林補助申請を受付けます。

つきにより造林補助申請をしてください。

△日時および申請場所
十月十七日　午前九時～正後　三浦出張所　午後一時～
三時　鈴田出張所
十月十八日　午前中　嘉瀬出張所
十月十九日　午前九時～正後　松原出張所　午後一時～
三時　福重出張所
十月二十日以降　大村市森林組合
（農林課）

教育公務員志願者選考試験が行なわれます

昭和三十八年度に長崎県小・中・高校の教員希望者の選考資料とするためつぎの要領で選考試験を行います。

△受験資格

①小・中・高校教諭二級普通免許以上のいずれか一つを有する者または有すると見なされるもの、昭和三十八年三月一日までに取得見込の者

②教職未経験者は昭和三十八年三月末日現在で満二十才以下、経験者は満三十五才以下のものただし理科、数学、工業教科については教職経験の有無にかかわらず満四十五才まで

③小・中・高校の併願はできません。

△試験期日および場所
昭和三十七年十一月十七日（土）と十八日（日）
長崎県立長崎東高等学校

△出願期日
昭和三十七年十月一日から十月三十一日まで

△受験希望者は返信封筒と切手同封のうえ左記あてお申込みください。
長崎市外浦町三三
長崎県教育庁教職員課
（教育委員会）

第四回レコードコンサート開く

△期日　十月二十日　午後七時～九時
△会場　中央公民館ホール
△入場料　無料
（教育委員会）

農事メモ

【えんどうの栽培】

えんどうの種まきは十月二十日頃行います。病害の防除のため種子をウスプルン千倍液に三十分浸すか種子一キログラム当りサンキノン四～五グラムまたはオーソサイド二～五グラムのいづれかを粉衣します。つぎに整地の前に石灰、熔成燐肥等を全面散布し土壌とよく混ぜておくことが大切です。

種子の量は十アール当り二～三リットルでよく病害のある種子はまきつけないようにします。

畝巾株間は一三五～一五〇センチ×三十センチ（十アール当り二千百三十株で一カ所三粒の点播とする）などお深まきすると発芽して地表に出ない前に子葉がくされる事が多いので浅まきにします。

畝巾株間は土地の肥沃などころとか、多肥栽培する場合は百八十センチ×六十センチで二粒まき、または百八十センチ×三十センチで一株とし、最後に一株・五～三リットルでよく病にするように間引をしますのすきとおりです。

【インゲンの害虫防除】

インゲンの莢に害虫が多いようですこれの防除を七日おきに四～六回ぐらいつぎの薬剤を散布します。

乳剤EPN二千倍十アール当り百五十～百八十リットル
DDT乳剤五百倍を百五十～百八十リットル
BHC（一%）三キロ、エンドリン粉剤三キロ、いづれかの薬剤を散布することが必要です。

十八日より秋の大掃除

ノミ・ハエなどの発生源をきれいに

秋の大掃除を市内一斉につぎの要領で行いますので、皆様こぞって家屋内外の掃除を行い、環境の清潔につとめましょう。

△期日＝十月十八日より十月二十四日まで

△目的＝家屋内外の環境を清潔にし、伝染病の発生源をなくして、健康で住みよい、環境をつくる。

△実施の方法

(1)家屋内外の不潔なところをよく掃除してください。

(2)室内にはなるべく日光が射しこむよう考慮し、空気の流通をよくしてください。

(3)畳、上敷などは日光によくさらしてください。

(4)床下はよく掃除し、湿気のひどいところは、石炭などを撒布し、乾燥につとめてください。

(5)下水溝、便所等もよく掃除し昆虫類の発生を防止してください。

大掃除後も駆除を実施しましょう。

大掃除をすまして、きれいさっぱりとなっただけでは衛生害虫の発生を完全に防止することはできません。つきの要領で各人が駆除を励行されるよう御願いします。はえ、蚊などの駆除は、町内協力して一斉に行うのが効果がありますので、町内で一斉に実施する際、使用する薬剤などについて、わからないことがある場合は保険衛生課にご相談ください。

ノミの発生源退治

床下や畳下のゴミの中などにノミの卵や幼虫は生育しますので、取除き焼きすてください。また床下や畳のすきまなどには、DDT粉剤、ダイアジノン粉剤などを撒布して発生を防止しましょう。

はえの発生源退治

はえは畜舎、ゴミ箱などに発生します。そこで便所、畜舎、ゴミ箱などにウジ殺しのオルソ乳剤を五十倍にうすめて撒布しましょう。できれば一週間に一回位撒布するのが効果的です。室内のハエの駆除にはダイアジノン乳剤などを十倍にうすめて天井や壁など夜、はえがとまるところにふきつけておきましょう。

ゴキブリの発生源退治

ゴキブリ（アマメ）はおもに、戸棚、壁の隅々などに出入りしますので、ゴキブリのよく通るところにデルドリン乳剤か、クロールデン乳剤を一定量ふりすめて、小筆のようなもので茶棚の隅々などの出入口や壁のすきまなどに塗っておくと効果があります。

蚊の発生源退治

今からは蚊の発生は少いものですが、下水溝に水がたまっている所や、不要な桶、カメなどにはボーフラが発生しますので、見る距離は約三メートルにし、時間は一時間に三十分ぐらい休息時間をおくのが目の疲労を防ぐのによいといわれています。また近視に似た症状のときに眼鏡をかけると、目が眼鏡に順応して近視になりますので眼鏡は専門医の診断によりかけるようにしなければなりません。

目と栄養

栄養状態が非常に悪くなると視力障害があらわれてくることがあります。例えばビタミンA欠乏によるヌクトクリめ〃ビタミンB1不足による視野の欠損などがありますので栄養は常に十分とるようにいたしましょう。（保険衛生課）

十月十日は目の愛護デーです。

全国民が目を大切にし明るい生活をと呼びかけている日です。そこで目のことについて考えてみましょう。

トラホーム結まく炎

トラホーム、結膜炎はばい菌による伝染性の病気です。その流行程度は生活水準と密接な関係があり、農、漁村などのへき地に患者が多い傾向があります。その原因は環境衛生に注意しないためだといわれています。

対策

(イ)早期発見につとめ治療を完全に行うこと。

(ロ)手拭、洗面器などを共用しないこと。

(ハ)清潔とくに手の清潔に気をつけること。

失明

失明の原因としてはトラホーム、梅毒などの伝染性疾患や外傷によるもの、先天的素因によるものなどがあげられています。

先天的なものはとにかくとして子供の危険な遊びや作業中の事故による失明をなくすため各人が十分に注意しましょう。

目を大切に

十月十日は目の日

トラホームなどによる失明は早期発見をし根気強く、完全に治療することによって不幸な失明から免れることができるものです。

近視の予防

(イ)適当な採光に注意すること

(ロ)読書のさいはとくに姿勢を正しくすること。

(ハ)目の過労を防止すること。

(ニ)印刷物は適当な大きさの字を選ぶこと。

(ホ)栄養を十分にとること。またテレビを毎日近距離で見ている目の疲労がひどく視力障害となることがあります。

第七回 盛大だった 市民体育祭

恒例の第七回市民体育祭は九月三十日秋晴れの市営グラウンドで延三千人が参加して行なわれました。

午前九時の打上げ花火を合図に堂々の入場行進ののち開会式が行なわれ体育功労者スポーツ賞の表彰があって式を終り、演技にうつりました。演技は町内、公民館対抗や青年団、婦人会の支部対抗などがあり、それぞれの名誉をかけて〇熱戦がくりひろげられました。また、はなやかな応援合戦もあり、きわめて盛会のうちに午後四時、大会を終了しました。

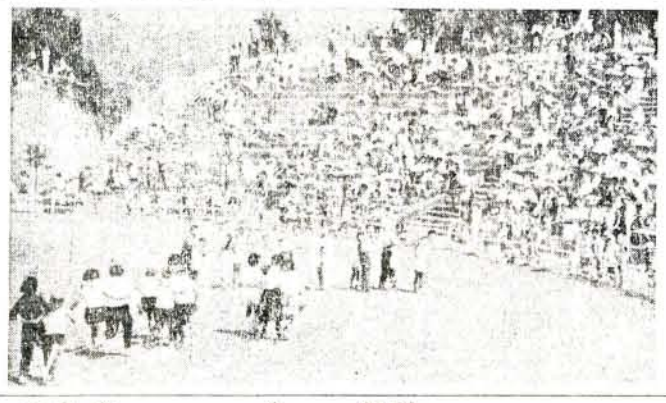

成績はつぎの通りです。

△町、公民館対抗＝一位　小路口住宅　二位　竹松堺町　三位　諏訪公民館

△青年団対抗＝一位　鈴田青年団　二位　福重青年団　三位　三浦青年団

△応援賞＝向木場公民館

（教育委員会）

そろって結核検診を

レントゲン車がまわります

結核による死亡率は近年ぐんと低下しましたが、発病率は依然として高く、けっして安心できるものではありません。

結核予防法では、毎年一回は必ず結核の健康診断を受けるようになっております。市ではつぎの要領によりレントゲン車によって検診を行ないますので、該当者はもれなく受診してください。なお該当者には、町務連絡員を通じて個人通知票を送付しますが、もし通知のとない人でも該当する人は受診してください。

該当者＝七才以上ただし学校、事業所などで集団検診を受ける人は必要ありません。

当日は必ず通知票を持参してください。

服装は金具のついていない下着のままで受診でき僅かの時間ですみ、費用はいりません。

（保険衛生課）

結核検診実施日程

実施日	時間	場所	該当町名
10月24日	9.30～11.30	久津公民館	久津、寺本
	1.00～2.00	野岳公民館	野岳、野田、平原
	2.30～4.00	中部公民館	北木場、今山、東光寺草場（福重）
10月25日	9.30～11.30	松原公民館	橋本、宮本、松本
	1.00～2.00	浦一区海岸	浦一区、二区
	2.30～4.00	寿古公民館	寿古
10月26日	9.00～11.30	今富公民館	今富、野田、重井田
	1.00～2.30	福重出張所	皆同、沖田
	3.00～4.00	弥勤寺公民館	弥勤寺、立福寺、矢上
10月29日	9.30～11.30	原郷公民館	原郷、宮代
	1.00～2.30	萱瀬出張所	田下、中岳、南川内
	3.00～4.00	萱瀬公民館	荒瀬
10月30日	10.00～11.30	久良原公民館	久良原
	1.00～2.30	黒木小学校	黒木、北川内
10月31日	9.30～10.30	辻氏宅	小川内、平
	11.00～12.00	中里公民館	中里、内倉、古松
	1.30～4.00	岩松公民館	岩松、陰平

お知らせ板

保母試験と保母講習会の開催

昭和三十七年度第二回保母試験と保母講習会がつぎのとおり行なわれます。

試験

△期日＝十一月十九日から十一月二十一日まで

△受験資格

①学校教育法による高等学校を卒業した者、もしくは通常の課程による十二年の教育を修了した者

②児童福祉施設において満十八才に達してから三年以上児童保護に従事した者

中小企業者に年末資金を貸付

国民金融公庫では中小企業者の年末資金を貸出すことになりつぎの要領で申込の受付を行います。

ご希望のかたは十月中に大村商工会議所へ申し込みください。

△貸付の対象

中小企業者で事業資金を必要とするかた

△貸付限度

個人……百万円以内

法人……二百万円以内

△貸付利率　年九分

△貸付期間　五年以内（設備資金の場合は七年以内）

△返済方法

㈠毎月その他（設備資金の場合は一年以内の据置が認められます。）

△担保　百万円以下の場合は原則として必要としません。（商工水産課）

講習会

△期日＝十一月十二日～十一月十七日まで

△受講資格

保母試験を受験する者

△場所＝いずれも佐世保市矢岳町総合会館

△申請書提出期日および提出先＝いづれも十月二十日～十月二十五日までに長崎県庁婦人児童課へ提出してください。

なおくわしいことは福祉事務所へおたづねください。

（福祉事務所）

電気工事士認定講習会の開催

昭和三十八年一月一日から電気工事士法が全面施行になり電気工事士でなければ一般家屋の屋内屋側配線工事に従事することができなくなります。

つきの要領により現在電気工事士の資格を持っていられる方を対象として、電気工事士認定講習会が開催されることになりました。

△講習の種別

Aコース（十八時間）Bコース（三十六時間）があり現在持っている資格により決定されます。

△講習期間および場所

Aコース　十一月十二日～十一月十四日（長崎市）

十一月十九日～十一月二十一日（佐世保市）

Bコース　十二月十日～十二月十四日（長崎市）

十二月十八日～十二月二十二日（佐世保市）

△受付期間

十月十一日より十月三十一日まで

△受講料　七百円

△申込先　長崎県商工部工鉱課

なお申込書送付希望者は送付先記入の封書に返信切手添附の上、長崎県商工部鉱課へ請求してください。

くわしいことは県工鉱課または市商工水産課へおたずねください。

（商工水産課）